

平成 26 年度 第4回 知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：平成 26 年 10 月 8 日（水）

午前 10 時 00 分～

場所：中央公民館 2 階 第 1・第 2 展示室

■委員出席者（計 17 名、敬称略・順不同）

蔭山 英順	鈴木 恭子	北村 信人	川合 大一郎	加藤 浩文
山崎 敬司	坂本 進	財津 咲代	吉田 恵	永田 憲子
佐藤 慎子	西 玲子	服部 悟（代理）	野々村 尚道	清水 雅美
川合 基弘	服部 友彦			

■委員欠席者（計 3 名、敬称略・順不同）

豊田 かおり 石川 恵子 落 邦広

■事務局

【子ども課】 成瀬 達美 星野 主税 伊藤 慎治
【健康増進課】 浦田 浩子
【学校教育課】 橋本 昭
【委託業者】 都築 光

■開会

（事務局）

おはようございます。本日はお忙しい中、会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は、知立市審議会等傍聴要領により、傍聴者の入場が可能となっております。あらかじめご了承くださいたいと思います。また、本日の会議終了後、会議の概要について会議録も作成させていただきます。これについては公表させていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

なお、本日ですが、医師会代表の豊田かおり委員、主任児童委員の石川恵子委員、労働者代表の落 邦広委員が欠席されております。出席委員は 17 名で過半数に達しておりますので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

ただいまから、「平成 26 年度第 4 回知立市子ども・子育て会議」を開催させていただきます。初めに、蔭山会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長あいさつ

(蔭山会長)

おはようございます。議事録を拝見しますと、とても多くの方のご意見をいただいています。このいただいたご意見で、事務局に修正していただき、素案が提出されています。更に、それぞれの領域で、それぞれの関心があると思いますので、積極的なご意見をいただき、知立市の計画として充実したものにしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

■協議事項

(事務局)

それでは、会議に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

<資料の確認>

(事務局)

それではこれより、会議次第2の協議事項に入りたいと思っております。会議につきましては、これより会長にお願いしたいと思っております。

(1) 知立市子ども・子育て支援事業計画素案について

(蔭山会長)

では、協議事項(1)「知立市子ども・子育て支援事業計画素案について」協議したいと思います。先回いただいた意見により、素案を修正していただいていると思っております。それについて、ご意見を出された委員の方は、ご確認いただきたいと思っております。事務局側は、修正箇所についてもご説明いただけるとありがたいと思っております。よろしくお願いいたします。

<資料6号に基づき、事務局より説明>

(蔭山会長)

前回の委員会でご指摘のあったところについて、追記していただきました。何かご意見やご質問はありますか。前回は気が付きませんでした。19ページ、4の「(3) 障がい児施策の充実」は、他の子どもについては具体的ですが、障がい児についての一般的施策はどのようなかと思っております。「障がい児の生活、保健教育の施策の充実」の方がいいと思っております。障がい児だけ、とても粗っぽく感じます。具体的な内容を入れた方がいいと思っております。

(野々村委員)

この計画は、女性が子育てしやすいように保育の充実等が掲げられております。19ページで、4の「(1) 児童虐待防止対策の充実」とあり、34ページの「①児童虐待の未然防止」の項目の中に「相談員の増員を図る」とありますが、第5章で内容が出ていません。これはお願いですが、専属的な相談員を配置してほしいと思っております。知立市は、虐待相談件数が多いので、相談体制の充実をお願いします。

(蔭山会長)

事務局から、何かありますか。

(事務局)

確認ですが、相談員の増員を図るだけでなく、組織として判断できる相談員の体制を充実させるということですか。

(野々村委員)

養育支援事業で行われる養育相談は、出産前の妊婦と出産後数か月の母親が対象です。それをもっと長期的に幅広く支援していただければいいと思います。

(事務局)

例えば、要保護児童対策のネットワーク協議会を充実させることや会議の開催を増やすことですか。関係機関の連携や通報があったときの対応を強化するということですか。

(野々村委員)

通報があったときの対応を強化することです。

(事務局)

相談員の増員と緊急時の体制を強化することを、文言として盛り込んでいきたいと思いません。

(山崎委員)

学校現場としても、家庭で養育が十分にできない状況を知り得る場が、学校であると認識しております。学校が子どもの学習権を保障するために相談をしたいとき、市役所のどの課を訪ねたらよいか迷いがあります。緊急時に相談できるチームがあることが望まれます。相談員を増やすことも大切ですが、相談後の迅速な対応が重要です。

(北村委員)

基本理念の文章に子どもの育ちよりも支援が強く出ています。子どもの支援に関して具体的に記載していただきたいです。また 25 ページからの「(3) 教育・保育の質の向上と体制の整備」の今後の目標が、「今後も継続して実施していきます。」と記載されていますが、まだまだ改善できるのではないかと考えております。

(蔭山会長)

具体的に何かありますか。

(北村委員)

具体的な計画を立てるチームが必要だと思います。このような委員会を他にも作る必要があるのではないかと以前にもお話しさせていただきました。今だけではなく、今後の施策を計画していく内容を示していただければ、教育・保育の質の向上につながっていくと思います。

(蔭山会長)

教育・保育の領域だけではなく、継続的に審議していくことを示していただけたらと思います。

(川合大一郎委員)

幼稚園代表として、子ども・子育て会議の中で議論していただきたい内容は、「認定こども園」についてです。知立市にある保育園が 13 園、そのうち 3 園が私立保育園です。私立幼稚

園が4園、公立幼稚園はありません。したがって、アンケート調査結果の9ページでは、認可保育所の利用者が58%、幼稚園が35%となっています。10ページの利用理由を見ていただくと、「子どもの教育や発達のため」が74%となっています。当然お子さまが、健やかに成長し、よりよい教育を受けられれば、子どもの成長にとって充実していることがわかります。次いで「子育てをしている方が現在就労している」が54%となっています。約半数の方が就労していると認識しています。その中で、子どもの教育や発達を願う方が74%と非常に高くなっています。ここで問題なのは、保育園と幼稚園の根本的な違いです。保育園は法律上、保育をする場所なので、教育は望めません。幼稚園は、学校教育基本法の中の最初の位置づけになります。したがって、幼稚園は幼児教育を施す場所となります。子どもが適正に親元から離れ、教育を受けられる時間を概ね4時間としています。保護者にとっては、わが子がより良い教育や保育を受けられる場所が近くにあり、そこに希望通り入れることが、一番の理想です。

平成27年度から認定こども園に移行されます。私立幼稚園については、混乱を避けるため、5年間の据置期間があります。幼稚園は、幼保連携型の認定こども園に移行するか、幼稚園型に移行するかで分類されます。幼保連携型を私立幼稚園が選んだ場合、幼稚園の機能に併せ、保育園の機能を持つこととなります。要するに、0、1、2歳児を預かれるようになりますし、長時間保育も可能になります。幼稚園型を選んだ場合は、0、1、2歳児は預かりません。これらが法的な考え方になります。では、実際にどう動いているのかというと、幼稚園でも現在延長保育をしています。職員や場所の確保ができず、延長保育ができない場合もあります。このような状況に対応するために、国の給付を受けながら、認定こども園に移行することが決まりました。保育事業に関しての保育に関わる内容の施策が盛り込まれていることは、よくわかります。今回の子ども・子育て支援の最重要課題として、教育が盛り込まれています。現在、幼稚園は教育を提供しているので問題はありますが、いかに保育機能を充実させていくかが重要になってきます。保育園がこども園に移行した場合、教育を担っていかなければなりません。保育園に幼児教育をあてはめて運営していくとした場合、非常に難しいと思います。そのための施策の展開が25ページにあります。ここに「①教育・保育の質の向上」に今後の目標として、「幼稚園との研修の連携などについて研究していきます。」とあり、連携を取っていくことがわかります。次の「②教育・保育提供体制の整備」では、1歳児については記されていますが、その他の年齢については不十分です。幼児教育の部分を盛り込んでいただきたいと思います。現在の施策だけではなく、新たな施策を盛り込んでいただける検討会の開催をお願いしたいと思います。

(北村委員)

保育事業では、昭和38年から教育も行っています。管轄が文部科学省と厚生労働省で違うことから、保育園では教育が行われていないと思われています。昭和38年以前はやってもやらなくても良かったですが、告示されたため教育をすることになりました。学校教育法に位置づけされていないだけです。保育園側としては、保育と教育を分けて考えてほしくないと

思っています。したがって、保育園から認定こども園に移行する際の問題は、全くありません。幼稚園が認定こども園に移行する場合の方が、大変だと思います。全国的に見ても20%ほどしか移行しません。今後考えなければならない問題として、利用見込みはどうするのか、予算を子どもたちにどう還元していくかであると思います。どうしたら子どもたちにより教育・保育を与えられるかを、この計画の中に盛り込んでいただきたいと思います。

(蔭山会長)

歴史的経緯の問題でもありますが、保育園でも教育は行っているということです。認定こども園に移行する場合、保育園はさほど困らないが、幼稚園が保育を引き受けなければならないとなると、整備や人員の配置など工夫が迫られるということです。知立市は、公立幼稚園がないため大きく取り上げていません。北村委員より、委員会のような形で教育・保育について、検討する場が必要であるというご提案です。

(川合大一郎委員)

教育・保育も含めての充実を図ることが目的ですが、保育園側が施策について何も問題がないとなれば、幼稚園にとっては大きな問題となってきます。幼稚園の今後の対応について、重点的に検討する場を設けていただければありがたいと思います。

(蔭山会長)

幼稚園の幼保一元化の問題について検討する旨を盛り込めばよろしいですか。

(川合大一郎委員)

24ページの「私立幼稚園就園奨励費補助事業」は、私立幼稚園に通っている子どもの保護者に対する助成費ですが、認定こども園移行後もこの事業を引き続き実施していただけることが盛り込まれています。制度上で大きく変わることがあった場合に、協力体制を得られるような場所を設けていただけるとありがたく思います。

(西委員)

21ページ「放課後児童健全育成事業」は放課後児童クラブのことだと思いますが、表現がわかりにくいと思います。28ページの「④母子健康手帳交付事業」の今後の目標が妊娠早期(11週以下)を100%としていることに驚きました。自分の場合、母子手帳の交付が妊娠16週目以降でしたので、11週以下で100%は難しいと思います。知立市は病院で妊娠証明書もらわなければ母子手帳が交付されないので、100%の設定は大丈夫なのかと思いました。最後に37ページの「③各種経済支援の充実」について、抜けているものがあるのではないかと思います。「奨学金」の今後の目標で、「学生が経済的な」という表現がありますが、学生とすると高校生か、大学生や専門学校生なのか、対象がわかりにくいと思います。

(事務局)

21ページにつきましては、法的には「放課後児童健全育成事業」となりますが、わかりにくいので「放課後児童クラブ」で統一させていただきます。28ページの母子手帳の交付につきましては、国が「11週以下」を推進しており、産婦人科学会も早期の届け出を推進しています。現状は95%となっております。ただ、100%にすることは難しいと考えておりますが、

目標値を設定する際に現状の95%を何%に設定するかと考えた場合、100%を臨んでいきたいと思いましたが、再度検討させていただきたいと思います。37ページの「奨学金」については、担当者と事業の内容を確認し、必要があれば修正します。

(蔭山会長)

他にご意見はありますか。

(北村委員)

家庭訪問事業について、これまでは出産後の訪問をする事業でしたが、出産前の訪問も必要ではないですか。出産前の家庭環境の悪さや生活貧困もありますので、訪問によるチェックが必要だと思います。

(事務局)

妊娠の届出後、出産前にリスクのある家庭だと把握できた時点で、家庭訪問を行うということですか。

(北村委員)

家庭環境や今後の手続き、健康の案内など、訪問時に提供できたらいいと思います。核家族世帯で相談相手がいない方などのケアもしてもらえれば、子どもに対するリスクが減るのではないかと思います。

(蔭山会長)

30ページの「④家庭訪問事業」に、妊娠中の訪問も加えられないかというご提案だと思います。

(事務局)

家庭訪問事業につきましては、妊娠届出をいただいてから出産後に助けが必要な方まで支援ができるよう、県下で体制を整えています。知立市もそれに準じて行っております。実際、訪問件数は少ないですが、電話をかけるなどして、信頼関係を築きながら現在も実施しています。妊娠時に友達づくりなどの交流が必要ではないかというご意見に対しましては、28ページにあるように交流場所の提供もしています。今後も参加者の充実を図っていききたいと思います。

(蔭山会長)

家庭訪問事業が「こんにちは赤ちゃん訪問事業」しか挙がっておりませんので、実施しているならば、「妊産婦の訪問事業の充実」ということで、1項目起こしてはどうですか。市民の方にもわかりやすいと思います。

(事務局)

ご指摘ありがとうございます。家庭訪問事業の中には「特定妊婦訪問」、「養育支援訪問」、「新生児訪問」などいろいろあります。「こんにちは赤ちゃん訪問事業」が100%こなすことができ、虐待防止にもつながると思い、重点目標として提示させていただきました。事業を挙げた方がよいということなので、そのように対応させていただきます。

(野々村委員)

49 ページの「(10) 養育支援訪問事業」について、厚生労働省からの通知の中で、予防が重視されています。特定妊婦に注視してほしいと思います。

(北村委員)

特定妊婦はもちろん発見がしやすいですが、普通の方にトラブルが起きていないかを注視してほしいと思います。発達障がいが増えた原因が妊娠中にあることも考えられるため、妊娠中からのケアに力を入れていただきたいです。

(事務局)

検討させていただきます。

(服部悟委員 (代理：鵜飼氏))

愛知県は全国に先駆け、妊娠届書にアンケートをつけています。喫煙や経済面、望まない妊娠がわかる指標など 10 項目ほどの設問を設けています。それによりリスクが検討されます。北村委員の話で「こんにちは赤ちゃん訪問事業」が虐待防止につながるとすれば、基本目標の 4 「きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもへの支援の充実」に提示した方がいいと思いました。

(北村委員)

届出制というのは、届出をしていない人が問題だと思います。届出がされているかを確認し、されていない人に対してはケアをする体制を整えていかないと、全体的なリスクが下がらないのではないかと思います。

(服部悟委員 (代理：鵜飼氏))

届出については、妊娠届出が 100% 近い数なので、アンケートに必ず保健師が面接をし、確認することが精一杯です。病院との連携会議を開催していますので、お互い連絡を取り合うことを確認しています。

(北村委員)

それはトラブルが起きかけたときや起きたときの対応です。それではなく、トラブルが起きる前のケアが大事だということです。

(服部悟委員 (代理：鵜飼氏))

心配のある方には対応しています。出産後に子どもを育てていけるかということを観察しています。

(北村委員)

定期的な訪問や相談相手になりながら、メンタル面を含めたケアを充実させていただきたいです。

(事務局)

養育支援事業の中で、妊婦訪問をしている部分があります。妊娠に向けての準備や相談を受けることも可能なので、徐々に関係を作っていくことに努めていきたいと思います。

(鈴木副会長)

今の相談体制のネットワーク化を望みます。状況によっていろいろな関係機関と連携を取

り合っていると思います。訪問支援をするときも、心理カウンセラーやケースワーカーなど専門的な方たちが加わり対策を取るべきだと思います。特に、障がい児を持った母親は不安の中にいらっしゃると思います。そのようなときに、保健師だけの訪問で十分でしょうか。障がい児施策でも、保育所や幼稚園に通っていない、見落とししやすい子どもの支援対策を考えていただけるとありがたく思います。障がい児をお持ちの母親で、会に入っていない人へのフォローも必要だと思います。

(事務局)

39 ページに加えていきたいと思っています。保育園や幼稚園に入る前の段階で、発達に心配のあるお子さんをお持ちの保護者を対象に、「ひまわりルーム」での療育事業の紹介をさせていただいています。保育園など集団生活前の支援を実施したり、お子さんと保育士のマンツーマンで指導したりしております。

(鈴木副会長)

子どもだけではなく、家族への支援が特に大切なことだと思います。「ひまわりルーム」へ来ない人への支援を考えてほしいと思います。

(事務局)

来ない方、拒まれる方への支援をどのようにしていくか検討していきます。新しい支援センターは一般の利用者と療育事業の「ひまわりルーム」の利用者が同じ施設を利用されます。こういった場所で環境を整えながら、より多くの方に利用していただけるよう考えていきたいと思っています。きめ細かな対応をさせていただきます。

(鈴木副会長)

心理カウンセラーの配置等も考慮していただけるとありがたく思います。

(事務局)

常設は難しいかもしれませんが、現在でも保育士に対してご指導いただく形をとらせていただいております。

(鈴木副会長)

保育士の支援を心理カウンセラーにして欲しいということではありません。専門家の方が、直接保護者からの相談に乗っていただきたいということです。

(事務局)

心理の方には、保護者に対する相談にも応じていただいています。それ以外で、お子さんや保護者に対する関わり方について、保育士に対して指導していただいています。新しい施設では、心理カウンセラーや作業療法士に携わっていただきながら、専門職支援も充実させていきたいと考えています。39 ページの内容についても、より具体的に提示していきたいと考えております。

(佐藤委員)

療育についても、通訳の設置を検討していただきたいと思います。障がいのあるお子さんで、外国にいた方も多く、必要性を感じています。

(事務局)

前回は支援センターで指摘がありましたので、把握しております。今後、検討していく課題と考えております。

(服部悟委員 (代理：鶴飼氏))

29 ページ「(2) 子どもの健康の確保と育てにくさに対する支援の充実」の「①乳幼児健康診査の充実」で、受診率を100%としています。大切なことはゆったりとした気持ちで子育てできるなどの行動目標が作られることだと思います。

(事務局)

この計画の中で、1つの項目を掘り下げていくことは難しいので、個別で関係者に集まっていたら、検討をしていきたいと思っております。

(蔭山会長)

23 ページ「統合保育事業」ですが、ここに書かれている内容は障がい児保育事業です。障がいを持つ子どものうち集団保育が可能な子どものみを受け入れることは、「統合保育事業」ではありません。保育の専門家と話をし、目標を設定していただきたいと思っております。障がいを持つ子どもが集団保育に馴染むか馴染まないかということは、すでに論議されており、この基準を入れていることが、障がい児を排除する意味に捉えられます。したがって、「集団保育に馴染む」という表現は消されていると思っております。この表現を残していることに、何か理由がありますか。馴染むからという理由で、受け入れているわけではありません。子どもたちに集団保育が必要だからです。それが現代的な理念だと思います。

(事務局)

文言を修正させていただきます。

(蔭山会長)

36、37 ページ「(2) ひとり親家庭、生活困窮者家庭等の自立支援の推進」を事業としてあげられていますが、「ひとり親家庭、生活困窮者家庭等の子どもの日常生活、社会生活、学校生活の支援」というような形で加えていただきたいと思っております。経済的な問題だけでなく、生活面での支援を考えていることを提示してください。

38 ページ「①特別支援教育の充実」では、教員の質の向上が重要ですが、その内容が入っていません。施策的に言えば、通常の教員免許に加え、養護教員免許の取得の促進が大切です。それが、質の向上につながります。

(川合基弘委員)

学校として大変重要なことですが、この計画に載せるべきか、検討していきたいと思っております。

(蔭山会長)

他にいかがでしょうか。ないようであれば協議事項(2)その他に移ります。

事務局から何かありますか。

(2) その他

(事務局)

それでは、今後の日程についてお話しさせていただきます。10月16日(木)から29日(水)まで、パブリックコメントをホームページ上などで実施します。本日いただいたご意見について、修正できるものは反映した上で、パブリックコメントを実施していきたいと考えています。検討を要するものは、次の会議にお示ししたいと思います。

次回子ども・子育て会議は、11月6日(木)を予定しております。パブリックコメントでいただいたご意見と、その対応案を提示させていただきます。次回の会議において、基本的には、計画を決定していただきたいと思います。次回、決定していただいた計画を11月27日(木)に開会されます市議会12月定例会に議案として提案していきたいと考えております。

また、この計画について、第1回目から子ども・子育て会議による審議状況などをホームページ上で公開していきたいと思っております。会議録、資料も含めすべて公開していきます。どうぞご了承ください。よろしくお願いいたします。

(北村委員)

パブリックコメントの周知はどのようにしますか。

(事務局)

広報とホームページです。所管施設での掲示も考えております。

(蔭山会長)

できるだけ市民からのご意見をいただいた方が望ましいです。広報はしっかりとやっていただきたいと思います。

では、閉会いたします。ありがとうございました。

以上